保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です。

これらの感染症(**裏面**参照)の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に学校 へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった児童生徒等を登校させる際には、 以下の「学校感染症による出席停止届」を担任へご提出ください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による出席停止届

東京都立 八王子東高等学校長 殿

年組	登 氏名	
下記の疾患について、月	_日に医師の診断を受ける	ました。
このため、月日から校させますのでご連絡します。	o月日まっ	で欠席させていましたが、登
病 名:		
受診した医療機関名:		
電話番号:		
	年	月日
	促灌 者夕	

学校校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18、19条)

,	考え方	プ防すべき感染症の種類及の出席停息 感染症の種類	出席停止の期間の基準
fotos.	<u>ラスカ</u> 感染症予防	エボラ出血熱	治癒するまで
第			
界一種	法染類(く)を経過である。	クララッツ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
Fortune	空気感染ま	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ(特定鳥インフル	 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼
第二種	空気感染または、飛沫 感染する 感	エンザ及び新型インフルエンザを 除く。)	発症した後5日を経過し、から解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	染症 で児童 生徒の罹患	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌薬療法による治療が終了するまで
	が多く、学	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	校において 流行を広げ	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	る可能性の	風しん	発しんが消失するまで
	高いもの	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第	学校教育活	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の
第三種	動を通じ、	細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症	おそれがないと認めるまで
植	学校におい て流行を広	勝官出皿性大勝囷感染症 腸チフス	
	げる可能性	パラチフス	
	があるもの	流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	条件によっ	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こ
	ては出席停	(溶連菌感染症	った場合に、その感染拡大を防ぐために、必要
	止の措置が 考えられる	▲型肝炎、B型肝炎 手足口病	があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が 第三種の感染症として緊急的に措置を取ること
	考えられる もの	手足口柄 伝染性紅斑	
	0 47	仏来性私坂	
		マイコプラズマ感染症	
		人 感染性胃腸炎	
1		など	

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ)